

栃木県業務委託共通仕様書（訂正版）

平成24年4月

栃木県 県土整備部

栃木県業務委託共通仕様書(平成21年版) (訂正表)

誤	正
<p>1 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第102条 用語の定義 p.2</p> <p>1. 「発注者」とは、地質調査業務等の実施に関し、受注者と委託契約を締結したものをいう。</p>	<p>1 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第102条 用語の定義 p.2</p> <p>【改訂】 1. 「発注者」とは、測量業務の実施に関し、受注者と委託契約を締結したものをいう。</p>
<p>2 地質・土質調査業務共通仕様書 第1章 総則 第102条 用語の定義 p.19</p> <p>1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。</p>	<p>2 地質・土質調査業務共通仕様書 第1章 総則 第102条 用語の定義 p.19</p> <p>【改訂】 1. 「発注者」とは、地質調査業務等の実施に関し、受注者と委託契約を締結したものをいう。</p>